

第1グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

様式4（書類審査）

法規：届出必要ではないが「届出でがあり適正に」は不適切である。

様式5（チェックリスト）

曖昧な表現が多い

「今のところ・・・」「おおむね実施」

確認したい資料の表示がない

様式6（報告書）

A - 2 推奨事項であるが「～してください」という表現「推奨します」と書くべき。

B - 3 は、推奨事項であるべき内容。

B - 4 は、「C 要改善事項」ではないか。

A - 1 は CO₂ 排出係数は、目標値内では同じ数値を使うべき。

事業内容がレポートと不一致

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

グリーン購入の目標値がない

目標大幅に未達成の項目。是正措置していない

緊急事態が火災しかしていない。油流出も

第2グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

様式6（報告書）

A - 1 排出係数は一定期間固定（推奨事項として不適切）

A - 2 グリストラップの設置を推奨します。

A - 3 写真を撮って・・・は要求ではなく推奨事項

B - 2 年1回の改訂がなければ「C」かも。

B - 3 要求事項は満たしているので B ではなく A 推奨とする。

様式5は「A」になっている。

判断の根拠が具体的でない。

現場工事での緊急事態も検討必要

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

次年度の取組（目標未達成項目については活動計画は今年度計画を引き続くのではなく取組を再検討する）

二酸化炭素の総量の目標がない。ただし、前期には取組み目標がある。

環境配慮サービス、生物多様性についても取組のアドバイスがあったほうがよい。・・・間伐材、雨水利用、再生材等

環境活動レポートの写真は事業活動での取組を入れたほうがよい。

グリーン購入の目標がない

第3グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

内部コミュニケーションの活用については、事業所へ指導すべき。
環境に対し実績はすでに達成している。目標値の見直しをするよう指導する。

レポートの書き方について

法の遵守状況についてもう少し具体的に・・・推奨

代表者による全体の評価と見直しの結果・・・次年度への指導を記載するよう指導する。

- 様式5 - 証拠の確認が見えない。何によるのか・・・
- 様式9 - 審査に至った内容の記載がない。
- 現場をもっと記載したほうがよいのではないか。
- 様式9 - 前回の指摘事項に対するコメントがない。
- 様式5 - 前回の指摘事項が記載されていない。
- CO₂ 排出係数は中長期目標を目処に改正すべきである。

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

- 内部コミュニケーションの充実を図る。(朝礼など)
- 環境活動レポートの代表やよる全体の見直しの中で、次年への指示をする。
- 化学物質の取扱いがないとなっているが、建設業であるため建設材や化学物質使用しているはずなので把握すること。
- 緊急事態の訓練は、火災だけでなく、油流出も想定した現場の訓練を実施することが必要と思う。

第4グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 10人の事業所にしては指摘が細かいのか。
- B-1とB-2は法規の内容なので一つにまとめてはどうか
- A-1はCO₂ 排出係数が変更になっても必ずしも改定する必要がないのではないか。

書類審査の指摘事項で確認結果が確認されていないものがある。

- 前回の指摘事項に対して言及されていない。
- B-3の内容はAの内容でないか。
A項目は対応策を書かなくてもよいのでは
- レポートに目標や負荷などが、事務所と現場の区別が明確でなく分かりにくい。審査人は指摘したか？
- 代表者の見直しの結果が不明確である。変更があるのかどうか記載すべきだし、審査人は確認したか？

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

- レポートの内容が目標と不整合である。(施策に産廃のところに一廃がある)

第5グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 「審査計画書」の書類審査の結果通知が遅い。
- 審査基本方針が化学物質の取扱いの確認がない。
- 審査基本方針で緊急事態への対応を現地で確認
- 様式 5 に書類審査指摘 B 項目の確認結果を記述
- 様式 5 にエビデンスを明確に記述する。
- 審査報告書の総合評価における推奨事項 2 項は誤り
- 審査報告書、総合判定の記述（・・・を送付　・・・送付し認証登録を推奨
します）。

○審査報告書に判定に至った理由が記述できていない。

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

- 環境関連法の遵守チェックリストをレポートに記載すること。
- CO₂ 総排出量値を目標に組込む。

電力、ガソリン等は、個別目標数値で継続

第 6 グループ　判定結果 B

審査人に対する指摘事項

様式 1：源泉徴収額が 10.21%となっていないのではないかという意見あり。

様式 1：開始会議で代表者の出席が求められていない。スケジュール表で事前
打合せを行うことが望ましい。

様式 4：文書の　と　の指摘 B は厳しすぎ。推奨 A でよいと考える。

様式 2：対象事業所に工事現場は不要ではないか。

様式 6

- ・評価項目のコメント表の A - 1 と A - 2 は強要するような表現になってお
り、A 指摘に相似しない。

- ・B - 3 指摘事項は推奨事項（A）ではないか

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

（時間がなく審議なし）

【質問事項】 判断に迷うような事項などについて自由に記載してください。

審査コミュニケーションシートで“ 建築廃材など建設現場から排出される廃
棄物の処理で、自社の産廃運搬車（無許可）で自ら中間処理業へ定期的に搬出し
ている。”ことに関して一委員より違法ではないかという意見があったが、一方遵
法であるであるとの意見があり、結論が得られず審議結果として反映しなかった。

この件につきましては以下のことが書かれていました。

法第 14 条は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、・・・
許可を受けなければならない。とあります。この解釈は、「業として」は反復継続
してという意味だと解釈本で記述されています。この業としては、法律的には他社
のものとは限っておらず、自社のものも反復継続して運搬する場合は許可が必要と
読むわけです。

しかし、法第 14 条ではただし書のところで、ただし、事業者（自ら廃棄物を運

搬する場合に限る。)・・・については、この限りでない。と書くことによって、いわゆる自社運搬行為に、許可はいらないと読むわけです。だから、ただし書にあえて断りをしています。

もし読まれた文献が、法律解釈のたぐいの本であれば、その辺を書いていたのだと思います。複雑に書きましたが、結果的には、自社運搬は許可不要です。

第7グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 審査計画書の源泉徴収に1万円は10.21の割合ではないか。
- 従業員10人なので、実際は9人以下ではないか気を付けてもよいと思われる。
- 現地審査30分は短い。
- スケジュールが少し細かいように思われる。
- 様式 B-3はAではないか。
- 法規制の取りまとめとチェックについて様式5と様式6で評価が異なっている。
- 前回の審査結果について記載がない。
- 事業活動内容は、建築許可業種を記載したほうがよい。
- 様式5 書類審査のコメントの整合性が不明瞭
- 様式9 判定委員会の審議において必要と思われる内容がよいのでは？
審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと
- 環境活動レポート CO₂の合計値を乗せたほうがよい。

第8グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 様式間の不一致が多すぎる。
- 指摘事項の改善状況のコメントがない。
審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと
- 前回の指摘事項の改善事項がない。
- 活動レポートの取りまとめが11月となっており、PDCAのスケジュール管理がなされていない。

第9グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 事業内容について深耕してアドバイスしたほうがよい。
- 法の見直しについて具体的項目として指摘したほうがよい。
- 環境目標の設定についてより効果的な指導が必要
 - ・軽油使用量は工事ごとに目標を設定する。
 - ・産廃の削減は混合廃棄物、汚泥などの具体的項目で目標を定める。
- かなり表面的な審査の感がある。基本的には忠実に審査している。
- オフィスと現場の負荷の把握が不明

- 体質改善に取り組もうとする事業者の考えはあるが、審査人はその点について審査していない。
- 排出係数は変えてはいけない（基準年度を守る）
写真の強要など細部の指摘が多いように感じる。
- コミュニケーションは不適（審査人 失格）
審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと
- オフィスと現場の区別
- 軽油、温度について詳細に把握する。
- 法について具体的に関連法を決める。

第10グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 様式9 環境コミュニケーションシートで無許可の産廃業者で運搬していると法律違反している。 この指摘に

この件につきましては上記に示したとおり **自社運搬は許可不要です。**

- 建設ガイドラインのみの適用となっているが建設廃棄物の産廃ガイドラインを外した理由の明記がない。
- 環境活動レポートの法遵守については、何をどう確認したかの記述がないことの指摘がもれている。
- チェックリストでは環境活動レポートの判定が A に対し、報告書では B と様式間の不適合であるが、A でしょう。
- 環境活動レポートが H23.4月、3月に終わって11月の作成、H23年.6月に制定では環境方針は改定では？
- 報告書には、建設現場の審査結果が書かれていない。
- 環境負荷の記述が環境活動レポートに書かれていない。

第11グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 審査人の要求は過剰すぎるのではないか。
- B - 3の指導事項は推奨事項でよいのではないか。
- もう少し継続的改善ができるよう審査をしてほしい。
- 様式6A - 1 二酸化炭素排出係数を変更のたびに改定することは適切ではない。
- 基本的指導が抜けている。
建設リサイクルの目標設定
施工・販売・提供する製品のサービスに関する目標設定
審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと
- 施工・販売・提供する製品のサービスに関する目標設定
・建設リサイクルの目標設定がされていない。

設定する指導しないといけない。

- ・雪が多かった 業務内容が変わるはず ダイナミックに目標を変更する指導をしてしかるべきである。
- ・次年度の取組内容が具体的に書いていないので記入してほしい。
- ・発行日が書いていない。
- ・役割、責任が 代表者に報告するが抜けている。

第12グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 負荷の自己チェックで把握可能な資材が具体的でない。
- 方針と目標にずれがある。(梱包材の目標が具体的でない) 事業所も同様
- 総合コメントとコメント表がダブっている。
- アドバイス コメント表「B A」に記入が見やすい。
- B の対応策に期限を明確にする。
- B の判定における対応策が「努めます」で対応策が具体的でない。
- チェックリストと報告(チェックリスト A に対し報告書 B)

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

- レポートの発行時期が遅い。
- 方針と目標にずれがある。(審査員へのコメントと同様)
- 代表者の指示事項が具体的でない。
- 環境活動レポートへ CO₂ 総量が記入されたほうがよい。

第13グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

- 前回指摘事項を今回も出している
ランクがそのままよいのか
(途中でアドバイス、フォローがあってもよいのでは?)
 - 環境目標について
廃棄物リサイクルの目標がないのでお勧めしては?
施工に関する目標がないので指摘又は指導すべき
 - 環境活動(運用)について
やり直し工事(手直し) 資材の誤発注についてどのような仕組みになっているか確認すべき。
様式9: 前回審査での指摘事項が、様式4で指摘した内容のフォローに対する記述がない。
 - 緊急事態について
本社の火災訓練のみでなく、現場特有のものをすべき。
(例 重機からの油漏れ、その他現場特有のもの・・・埋設物の損壊)
- 審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと
- 審査コメントは C 指導などの是正処置がでてなくても内容を確認し改善して欲しい。

審査人に対する指摘・指導について、事業所にやっていただきたい事項

第14グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

実働6H(移動時間が1時間あり) 確認したい

終了会議10分は短い。

前回審査の指摘事項の確認 化学物質の取扱い

様式2 移動時間扱いに審査工数についてはあいまい。

ポイントの中前回審査指摘について触れていない。

様式4 レポート 化学物質使用していない旨のことについて 判定疑問

様式6 : B - 3 様式5 と様式6 の整合性が取れていない。

B 判定? A 評価でいい

レポート 達成率 基準年に対する削減率おかしい。

コミュニケーションシート

許可がないのに運搬している。元請、請負かわからない。

この場合、元請は許可がいらぬが、下請けの場合は以下の要件を満たすと許可が不要です。

下請負人による廃棄物の運搬に係る例外[改正法第21条の3第3項関係]

次のいずれにも該当する場合において下請負人が自ら運搬を行う場合は、下請負人を排出事業者とみなし収集運搬業の許可は不要です。(廃棄物の処分は元請業者が自ら行うか、元請業者の委託を受けた者が行います。)

廃棄物の運搬を行うことが書面による請負契約で定められていること。

維持修繕工事(解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事)であって、その請負代金(発注者からの元請負代金)が500万円以下であること、又は引渡しされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下であること。

特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

1回当たりの運搬量が1立方メートル以下であること。

運搬途中で保管を行わないこと。

元請業者が所有権又は使用権原を有する施設(積替保管場所を含む)に運搬されること。

- * 元請業者が使用権原を有する施設とは、元請業者が第三者(下請負人又は中間処理業者を含む)から貸借している場所のほか、元請業者と廃棄物処理の委託契約をした廃棄物処理業者の処理施設(積替保管場所を含む)も含まれます。

このことから、上記が下請けの無許可の条項ですが、請負工事を行う場合、請負代金が低いなど業務が制約されることから、どのような請負工事であっても対応できるよう、殆どの建設業者は事前に収集運搬の許可を取得しているようです。

第15グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

様式1：書類審査と現地審査間が1週間と短い

様式2：前回のコメントのフォローが記載されていない。
法規に記載がない。

様式4：環境目標に化学物質のことを書かなくてもよい。
法規のコメント欄の数値にミスあり

様式6：B-2コメントはガイドラインに反する。

- ・総合コメント B判定は書かない。
- ・CO₂係数はその都度改定は間違い。(A-1)
- B-3はAコメントでよい。

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

化学物質について環境目標と環境活動計画の記述に矛盾がある。

第16グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

様式6のA(推奨事項)内容が「～して下さい。」となっておりB(指導事項)ともとれる。A判定とB判定を区別して下さい。

様式6：評価項目のコメント表のA-1変更のたびではなく、一定期間は同じ排出係数を用いたほうが経年変化が分かって良いのではないか。

様式5の5、環境目標及び環境活動計画の策定の、必須3項目ではない。製品、サービスの環境配慮項目に関する認識が違っている。

様式5：オウム返しが多く、判定の根拠となるコメントが少ない。

建設現場の状況が記載されていない。(様式9には概要のみの記載である。)

事業者の経営につながるアドバイスがない。環境負荷や取組に絡めて助言したほうが、事業者にメリットになる。

書類審査に指導した項目、(前回指摘も含む)の是正確認の結果の記載が見当たらない。

様式6でB指導は、いつまでに、だれが行うのかを明確にした方が、確実な取組になる。

対象範囲と対象事業活動を明確に記載し(レポートに)、様式6の事業活動はその内容と一致させる。

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

環境方針と環境目標・環境活動計画の内容が一致していない。(自らが施工・販売・提供する製品のサービスに関する項目)

環境活動計画では、化学物質の使用削減が含まれるが、取扱っていないのではないか？

代表者の見直しの結果には、見直した結果と是正処置を記載して取り組むべき。(達成できなかった理由の記載のみ)

方針が一般的な表現になっており、自社の取組に合わせて、もっと具体的に記載したほうがよい。

対象事業活動を明確に記載すべき。(工事は全て含むのか?)含まない(実績がない) のであれば、削るべき。

第17グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

現地審査チェックリストに漏れがある。

有資格者は確認したか。

5000万以上の工事はなかったのか。

工事現場の濁水対策・処理方法・化学物質の使用は本当にないのか
(塗装等)

B-3レポートはA判定に

環境コミュニケーションシートで次回審査指摘事項のチェック

前回審査・書類審査の指摘事項のチェック・注意項目

現場灯油タンク保管(ポリタンク?)

グリストラップは? オイルパン等でOKでは。

CO₂の排出係数は毎年改定しなくてもよい。

A項目の業者のコメントは不要

現場車輛の・重機の軽油注視

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

本社と現場の環境負荷の区分け

環境方針に合わせて現場での目標・活動計画

環境マニュアルの内容整理

建設廃材の把握及びリサイクル

活動レポートへの環境関連法の一覧表を

二酸化炭素排出係数 東北電力 H 年

現場での活動状況の写真を

B判定事項の対応策が具体的でない。

工事現場の状況が見えない。

第18グループ 判定結果 B

審査人に対する指摘事項

A-1はCO₂排出係数は変化があっても中期計画は同じでもOK

活動レポートは要求事項を満たしていれば、B判定はAの推奨である。

チェックリストはAになっている。

環境法令は定期的にチェックは必要であるが、具体的に未チェック事項を掲げたうえで、指摘するべきである。

前回指摘事項の改善事項に対する審査報告書に記載がない。(書類審査結果も含めて)

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

CO₂排出総量に対して、目標値及び実績値がない。

環境方針のグリーン事業活動に対する目標と実績がない。

次年度の取組、活動を具体的に記載すること。

第19グループ 判定結果 A

審査人に対する指摘事項

様式6：B-2 環境関連法規の見直しは「定期的にやるように」であり年1回とは決まっていないので、表現を変える必要がある。

A-1：CO₂ 排出係数に関する指摘は実質的に年1回変更することになるので、表現を変える必要がある。

B-3：環境活動レポートの作成方法に関する指摘はA 指導（アドバイス）がふさわしい。

全体として ISO 9001にも取り組んでいるので、EA21をうまく組み合わせさせて事務負担を軽減するような指導がよい。また、指摘が広い範囲にわたっているなので、もう少し絞ってしてほしい。

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

環境活動レポートに工事実績の記載がほしい。

環境方針の中で本業で取組むとあるので、ぜひ目標に展開してほしい。

産業廃棄物の削減についてはリサイクル率向上、有効利用等の目標設定の方が好ましい。

第20グループ 判定結果 B

計画：審査終了会議が10分では内容を伝えられない。

方針：アウトプット 建設廃材なし

留意すべきものに下線なし 条例記載なし

様式4：文書 各月評価する必要はない

記録 「自己チェック」 建設資材については把握すること

様式6：レポートの作成時期について指摘すべき（BでなくA）

様式9：記載内容については「次回審査への申し送り事項」「判定委員会」へ知らせる内容で記載してほしい。（本来の目的に合っていない）

タンク200 未満 届出義務なし。お金のかかることはおすすめのみ

環境レポートのB判定はおかしい。様式5の環境活動レポートの内容と整合していない。

防油堤の設置は定められていないのに、指導すべきでない。

コミュニケーションシートは、問題と次の審査につなげるのが本来の目的であり、その趣旨にあっていない。

評価項目のコメント表でのA-1は毎年変えるべきでなく、ある程度一定にしておくべき。

評価項目のコメント表でのB-3の判定はBではなくAにすべき

審査人を通じて事業所にしてもらいたいこと

目標設定で製品・サービスに関する項目を入れてもらいたい。

環境関連法に通用する法令名を書いた方がよい。

以上全てのグループの判定結果できるだけ忠実に記載しました。

建設業は、専門性が高いので、経験と知識が求められるのですが、的確な判定結果が出されたと思います。結果として A 判定は 1 グループ B 判定は 19 グループと、かなり厳しい判定結果になりました。判定で特に多かったのは、

二酸化炭素の排出係数は毎年変えてはいけない。

前回の審査結果について記載がない。

様式 6 で B 判定は A でないか。

様式間で整合が取れていない。

などの意見でした。

産業廃棄物の自主運搬については法解釈で時間をとったグループもいたようです。また、元請負か下請負によっても法解釈が異なるのではないかと意見もありましたが、これらについては前述のとおりです。

今回の分科会で建設業の模擬判定委員会代表世話人を務めさせていただきましたが、各グループとも参考になる意見が述べられ、また審査人の方も逆の立場に立つことで、今までと違った体験ができたのではないかと感じております。また、この分科会で体得した知識を、今後の審査に役立てて頂ければ我々も有意義な企画ができたのではないかと思います。

参加された方々の今後のご活躍を期待いたします。

青森県審査人 村上哲男